

令和8年度埼玉県産農産物重点的ブランド化支援業務委託

企画提案募集要領

令和8年3月18日

1 業務の概要

- (1) 委託業務名 令和8年度埼玉県産農産物重点的ブランド化支援業務委託
- (2) 業務の内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月19日（金）まで
- (4) 委託金額の上限 9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
※ 本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

2 スケジュール

- (1) 募集要領等の公示 令和8年3月18日
- (2) 質問受付期限 令和8年3月27日 午後5時まで
- (3) 質問への回答 令和8年3月31日
- (4) 企画提案参加申込書の提出期限 令和8年4月7日 午後5時まで
- (5) 企画提案書等の受付期限 令和8年4月21日 午後5時まで
- (6) プレゼンテーション審査 令和8年4月下旬～5月上旬
- (7) 審査結果の通知 令和8年5月上・中旬

3 参加資格

次のアからオまでの全てに該当する者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

4 質問事項の受付

本件に関する質問は、次のとおり受け付けること。

(1) 受付期限

令和8年3月27日（金）午後5時まで

(2) 提出書類・方法

質問事項を「様式1 質問書」に記載の上、「11 問合せ先及び書類の提出先」宛て電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「(企業名) 令和8年度埼玉県産農産物重点的ブランド化支援業務委託に関する質問」とし、提出後、必ず電話により受信確認をすること。簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けないこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、令和8年3月31日（火）までに農業ビジネス支援課ホームページに掲載する。

HP：https://www.pref.saitama.lg.jp/a0902/r8_agri.html

5 企画提案参加申込書の提出

本件に参加を希望する場合は、あらかじめ以下のとおり書類を提出すること。

(1) 受付期限

令和8年4月7日（火）午後5時まで

(2) 提出書類・方法

「様式2 企画提案参加申込書」に必要事項を記入の上、「11 問合せ先及び書類の提出先」宛て持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

※ 持参による場合、閉庁日及び勤務時間帯（午前8時半から午後5時15分まで）以外は受け付けないこと。

※ 郵送による場合は、書留郵便など配達記録の残る方法によることとし、期限までに必着のこと。

※ 電子メールによる場合は、件名は「(企業名) 令和8年度埼玉県産農産物重点的ブランド化支援業務委託 参加申込」とし、提出後、必ず電話により受信確認をすること。

6 企画提案書等の提出

(1) 受付期限

令和8年4月21日（火）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 企画提案書

イ 「様式3 法人概要調書」ほかパンフレット等法人の概要が分かるもの

ウ 見積書（様式任意）

(ア) 宛先は「埼玉県知事 大野 元裕」とし、担当者の氏名及び法人等の連絡先を明記すること。副本にもコピーを添付すること。

(イ) 「1 (4) 委託金額の上限」に掲げる上限の範囲内で作成すること。

(ウ) 見積金額の総額、内訳、消費税を明記すること。なお、内訳は「一式」とせず、項目ごとに数量・単価などの算出根拠を明示すること。

(3) 企画提案書の作成方法

ア 様式は任意とするが、仕様書の内容に基づき、原則としてA4版・両面で作成すること。

ただし、A4版では視認が困難な場合などにあつては、A3版を折り込みA4にするなど、適宜対応して差し支えないこと。

イ 企画提案書の1ページ目(表紙)は、次の事項を記載すること。

(ア) 表題(令和8年度埼玉県産農産物重点的ブランド化支援業務委託 企画提案書)

(イ) 応募者の所在地、名称及び代表者職・氏名並びに連絡担当者の氏名、電話番号、E-Mailアドレス

ウ 企画提案書の2ページ目は、「目次」とすること。

エ 企画提案書の3ページ目以降に記載する事項は、概ね次のとおりとすること。

(ア) 企画提案の理念と基本方針

(イ) 仕様書の各項目に沿った実施内容、方法及び各項目の目標数値など

(ウ) 業務実施スケジュール

(エ) 業務実施体制

(オ) 同種又は類似業務の実績

(カ) その他必要と思われる事項(自由提案など)

オ 企画提案書の作成に際しては、仕様書のどの項目に関する提案かを明確に記載すること。また、提案に当たっては、「仕様書の内容を具体化したもの」、「独自で上乘せするもの」の区別が明確に判別できるようにすること。

(4) 提出部数

書面5部(正本1部、副本4部)を提出すること。

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。また、提出書類一式の電子データについて、県の指定する方法(ファイル送受信システムなど)により提出すること。

※ 持参による場合、閉庁日及び勤務時間帯(午前8時半から午後5時15分まで)以外は受け付けないこと。

※ 郵送による場合は、書留郵便など配達記録の残る方法によることとし、期限までに必着のこと。

(6) その他

ア 応募は1事業者当たり1点とし、複数の企画提案書の提出は行うことができないこと。

イ 企画提案書等の提出後は、内容の変更・差し替え等は認めないこと。また、提出された書類は返却しないこと。

ウ 応募書類の作成・提出に要する経費は、応募者の負担とすること。

7 プレゼンテーション審査について

(1) 審査方法

ア 参加資格を満たした者が、県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション*を行い、審査基準に基づき、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、その評価が最

も高かった者を契約先候補者として選定する。なお、得点と同点である場合は、委員の協議により契約先候補者を決定する。

* プレゼンテーションについては、概ね20～25分程度を予定しており、企画提案書等を基に行うこと。

イ 応募者多数の場合には、事務局（農業ビジネス支援課職員）において、審査基準に基づき、提出書類のみで1次審査を行い、1次審査を通過した者（3者程度）だけがプレゼンテーションを行うものとする。

ウ 応募者が一者であった場合は、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、契約先候補者として選定する。

エ プレゼンテーション審査は、オンライン（Microsoft Teams）により行うこととし、詳細な日時などは、別途応募者宛てに電子メールで連絡する。

（2）審査基準

別紙審査基準のとおり。

（3）審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者宛て電子メールで通知するとともに、受託者の名称を埼玉県ホームページにて公表する。

8 契約方法

埼玉県は、提案内容を基に、契約先候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により契約を締結する。

なお、契約先候補者が、業務履行に必要な能力を有しない場合や、契約締結までの間に契約先候補者に事故がある場合等、実施に係る協議が整わない場合は、審査結果で次点の者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、審査結果で次々点の者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

9 契約保証金

契約の相手方は、財務規則第81条第1項の規定により、契約金額の100分の1の契約保証金を納付すること。ただし、同条第2項の規定に該当するときは、その全部又は一部を免除する。

10 その他留意事項

ア 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

（ア）談合その他不正行為が行われたと認められるもの

（イ）「3 参加資格」に該当しないことが確認されたもの

（ウ）虚偽の申請により資格を得たものが企画提案書等を提出したもの

（エ）本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

（オ）「6 企画提案書等の提出」の（2）に定める書類がないもの

（カ）委託金額の上限額を超える金額で見積書を提出したもの

イ 本企画提案の手続、契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語

及び日本国通貨によること。

ウ 契約の相手方として決定した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行うこと。また、情報公開の請求に応じて、契約の相手方となる者の提出書類等の情報公開を行う場合があること。

エ 令和8年度当初予算案の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき等、緊急やむを得ない理由等により、本件企画提案を実施することができないと認められる場合は、本件企画提案を停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本件企画提案に要した費用を本県に請求することはできないこと。

11 問合せ先及び書類の提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎5階

埼玉県農林部 農業ビジネス支援課 販売対策・6次産業化担当 堤・福田

TEL：048-830-4111

E-mail：a4105-05@pref.saitama.lg.jp